

不審電話に関する事例

令和7年3月14日午前、青森県つがる市在住の後期高齢者医療被保険者数名の自宅に、日本年金機構や年金事務所を名乗る自動音声ガイダンスにより、「手続きをしないと年金の支給が止まる。」と連絡があり、ダイヤル操作や折り返しの電話を促す内容であった。

市役所にて相談を受けた被保険者へは、市国保年金課から自動音声ガイダンスによる年金の支給停止や差し止め等の電話を行うことは無く、ダイヤル操作や折り返しの電話で個人情報を伝えないように案内した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮城県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）